

苫小牧港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和 7 年 1 1 月

苫小牧港港湾管理者

苫小牧港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成19年 9月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成19年11月 交通政策審議会第27回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成22年 3月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成24年 1月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・ 平成25年12月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成26年 7月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成28年 1月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成29年12月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成31年 1月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会
- ・ 令和 5年 3月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 令和 7年 3月 苫小牧港地方港湾審議会

の議を経た苫小牧港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 危険物取扱施設計画	2

変更理由

- 1 東港区浜厚真地区において、立地企業の企業計画に対応するため、危険物取扱施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 危険物取扱施設計画

東港区浜厚真地区において、アンモニア船の入港に対応するため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m（専用）（既設）[新規計画]

計画変更箇所位置図

